

愛知県卓球協会規約

第 1 章 総 則

第1条 本会は、愛知県卓球協会という。

第2条 本会は、事務所を名古屋市千種区若水 3-2-12、愛工大名電高校内に置く。

第3条 本会は、愛知県内における卓球の健全な普及発達を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種卓球大会の開催、主管及び後援。
- (2) 卓球技術の研究及び指導、並びに技術者の派遣。
- (3) 卓球に関する審判技術の研究及び指導、並びに審判員の派遣。
- (4) 全国大会、その他大会の選手の選考及び派遣。
- (5) その他本会の目的を達成するため必要な事業。

第5条 本会は、愛知県の卓球界を代表する唯一のアマチュアスポーツ団体として、次の団体に加盟する。

- (公財) 日本卓球協会
- (公財) 愛知県スポーツ協会
- 中部日本卓球連盟
- 東海卓球連盟

第 2 章 会 員

第6条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 一般会員 5人以上の部員を持つ団体
- (2) 個人会員
- (3) 支部会員

2. 個人会員は、原則として県内に住所する者でなければならない。

第7条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会が主催、主管、共催又は後援する各種卓球大会に出場すること。
- (2) 各種刊行物の配布を受けること。

第8条 会員は、評議員会で別に定める会費を納入する義務を負う。

第9条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承諾を得なければならない。

第10条 会員は、退会するときは、会長に届け出なければならない。

2. 会員が死亡、又は解散したときは、退会したものとみなす。

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
- (2) 本会の名誉を棄損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

第12条 退会し、又は除名された会員が納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第 3 章 役 員 等

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 名 誉 会 長 1 人
- (2) 会 長 1 人
- (3) 名 誉 副 会 長 若 干 人
- (4) 副 会 長 若 干 人

- (5) 理事長 1人
- (6) 副理事長 若干人
- (7) 常任理事 若干人
- (8) 理事(理事長、副理事長及び常任理事を含む) 若干人
- (9) 監事 2人

2. 会長は、評議員会において推挙する。

3. 名誉会長・名誉副会長・副会長は、評議員会の同意を得て、会長が委嘱する。

4. 理事長・副理事長・常任理事は、理事の互選により、会長が委嘱する。

5. 理事は、評議員会において本会加盟所属員の中から選任する者、及び会長が指名する者とする。ただし、会長が指名する理事の数は、理事総数の3分の1を超えることができない。

6. 監事は、評議員会において本会加盟所属員の中から選任し、会長が委嘱する。

7. 監事と他の役員は、相互に兼ねることができない。

第14条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2. 名誉会長・名誉副会長・副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けるときは、あらかじめ会長の定めた順序でその職務を代行する。

3. 理事長は、会長及び名誉副会長・副会長を補佐し、会務を掌理する。

4. 副理事長は、理事長を補佐する。

5. 常任理事は、常任理事会を構成し、常時会務を分掌する。

6. 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

7. 監事は、会計を監査し、その結果を理事会及び評議員会に報告する。

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。

3. 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、評議員会の議決により、解任することができる。

第17条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、評議員会の議決を得て、会長が委嘱する。

3. 顧問及び参与は、会長の諮問に応ずる。

第4章 会議等

第1節 評議員会

第18条 評議員会は、次の基準により本会加盟所属員の中から選出された評議員をもって構成する。

- (1) 一般会員の代表者 各1人
- (2) 支部会員の代表者 各1人
- (3) 東海学生卓球連盟 3人
- (4) 県高体連 9人

第19条 評議員会は、この規約に基づき定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 役員を選任
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項

第20条 評議員会は、毎年1回春季に開催する。

2. 会長が必要と認めるとき、又は総評議員の5分の1以上から請求があったときは、臨時評議員会を開催する。

第 21 条 評議員会は、会長が招集する。

2. 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容、並びに日時及び場所を示して、開会の日の 10 日前までに文書をもって通知しなければならない。

第 22 条 評議員会の議長は、会長がこれに当たる。

第 23 条 評議員会は、評議員の 3 分の 2 以上の出席がなければ成立しない。

第 24 条 評議員会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、評議員として議決に加わる権利を有しない。

第 25 条 評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第 26 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領、並びに発言者の発言要旨

第 2 節 常 任 理 事 会

第 27 条 常任理事会は、名誉会長・会長・名誉副会長・副会長・理事長・副理事長及び常任理事をもって構成する。

第 28 条 常任理事会は、評議員会において議決若しくは委任された事項、又は緊急を要する事項を計画審議決定し、これを執行する。

第 29 条 常任理事会は、理事長が必要と認めたとき開催する。

第 30 条 第 21 条から第 26 条までの規定は、常任理事会について準用する。この場合において、第 21 条第 1 項及び第 22 条の規定中「会長」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

第 3 節 理 事 会

第 31 条 理事会は、名誉会長・会長・名誉副会長・副会長及び理事をもって構成する。

第 32 条 理事会は、評議員会において議決又は委任された事項を計画審議し、決定する。

第 33 条 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

第 34 条 第 21 条から第 26 条までの規定は、理事会について準用する。この場合において、第 22 条の規定中「会長」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

第 4 節 委 員 会

第 35 条 本会に、必要に応じ委員会を設けることができる。

第 36 条 委員会の設置は、理事会で定める。

第 37 条 委員会に関する規定は、別に定める。

第 5 節 支 部

第 38 条 本会に、会員たる支部を置くことができる。

第 39 条 支部に関する規定は、別に定める。

第 6 節 事 務 局

第 40 条 本会に事務局を置く。

第 41 条 事務局に、事務局長その他の局員を置くことができる。

第 42 条 事務局長は、役員の中から選出し、会長が委嘱する。

第 5 章 資 産 及 び 会 計

第 43 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資金から生ずる収入
- (5) その他の収入

第 44 条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

第 45 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

第 46 条 この法人の収支予算は、評議員会の議決により定め、収支予算は年度終了後その年度の財産目録とともに監事の監査を経て、評議員会の承認を得なければならない。

第 47 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 48 条 本会に、常任理事会の議決により、特別会計を置くことができる。

第 49 条 ガバナンスコードを別に定める。

第 6 章 規約の変更

第 50 条 この規約は、評議員会において 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することはできない。

第 7 章 雑 則

第 51 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営上に関し必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

付 則

この規約は令和 6 年 1 1 月 1 5 日に改定し同日施行する。